

令和4年9月

保護者様

長岡京市教育委員会
教育長 西村 文則

タブレット端末とその付属品の破損・故障時の対応について

平素は、本市教育活動に対しましてご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、GIGAスクール構想により整備しました1人1台タブレット端末につきましては、保護者の皆様のご理解とご協力をいただきながら、日々、様々な学習活動において積極的に活用を進めているところです。

学校においては、適切で丁寧な取扱いについて指導しておりますが、活用が進む中で、破損・故障等が発生するリスクも想定されます。

破損・故障等が発生した場合は、児童生徒の発達段階等も勘案し、状況に応じてご家庭で修繕費用をご負担いただくことがありますので、下記のとおり、ご理解とご協力のほどよろしく申し上げます。

(※「付属品」とはタブレット端末用に貸与された電源アダプタ・ケーブル・カバー等を指します。)

記

1. 弁償対象となる場合(ご家庭で費用を負担いただく場合)

- 故意に(わざと)破損・故障又は利用できない状態にさせた場合
(例) 登下校中にわざとタブレット端末を投げつけたり、叩いたりして破損させた。
- 適切な管理を明らかに怠ったこと(重大な過失)により破損・故障等させた場合
(例) 雨天時に屋外で使用して雨水で水浸しとなり故障した。
- 児童生徒以外の者又はペット等が破損・故障させた場合
(例) 持ち帰った際、家族が誤ってタブレット端末を踏んでしまい破損させた。
- 教育活動の用途から著しく逸脱した要因による破損・故障等
(例) 学習以外の目的のために家庭外で利用し、破損・故障させた。

2. 弁償対象とならない場合(ご家庭の負担とならない場合)

- 経年劣化等による自然故障
- 児童生徒が教育活動又は教育活動に付随する活動の中で、過失により破損・故障した場合
(例) ・学習中に誤って机から落としてしまい、破損した。
・登下校中にランリック内で水筒のお茶が漏れて故障した。
・家で宿題をしている時に、誤って机から落としてしまい、破損した。

3. 弁償対象となる場合の対応

- 機器の種類によって必要な手続きが異なるため、学校又は教育委員会の案内に沿って修繕費用の負担をお願いします。＜参考＞タブレット修繕費用：45,100円（R4.8月末時点／改定あり）
- ご家庭で加入されている保険が適用される場合がありますので、適宜ご確認ください。

4. ご家庭等でタブレット端末を利用する際の注意点について

- タブレット端末は学校備品です。丁寧な取扱いをお願いします。
- 水濡れや落下、外からの衝撃、圧迫等に注意してください。
- ご家庭等で利用・保管する場合は、周囲を整理したうえで丁寧に扱ってください。
- 湿気の多い場所や高温になる場所では使用・保管しないでください。
- 使用しない時は必ずカバーを閉じて、直接床に置かずに、机等の上で保管してください。
- 紛失・盗難防止のため、許可された場所以外には持ち出さず、学習目的に限って利用してください。

以上